

# 応急仮設住宅入居者の皆様へ (宮城県からのお知らせ)

東日本大震災の被災者の皆様には、心からお見舞い申し上げます。

このたび、宮城県では、今後の応急仮設住宅の供与期間延長について、下記の基本的な考え方により国と協議を行うこととしましたのでお知らせします。

## 【基本的な考え方】

- 1 住宅が不足する状況がなお継続する市町で被災された方に関しては、供与期間を1年間延長します。
- 2 災害公営住宅等の整備により、住宅が不足する状況が概ね解消する市町で被災された方に関しては、5年の期間をもって供与を終了することが基本となります。  
ただし、5年の供与期間内に住宅再建先となる災害公営住宅等が完成せず、なお恒久的住宅に入居できないなど、特定の要件に該当する方については、供与期間を延長します。（特定延長）

この、基本的な考え方の2に基づき、特定延長により供与期間が延長される場合は、下記の2つの要件のうち、いずれかに該当する場合です。

## 【特定延長により供与を延長する方の要件】

- 1 災害公営住宅への入居や防災集団移転等、公共事業による自宅の再建先は決まっているが、工期等の関係から供与期間内に仮設住宅を退去できない方
- 2 公共事業以外で、自宅の再建（再建先・再建時期）は決まっているが、工期等の関係から供与期間内に仮設住宅を退去できない方

供与期間を延長する市町（特定延長を含む）については、国と協議の上、春頃に決定する予定としております。

応急仮設住宅入居者の皆様には、決定後速やかにお知らせいたします。また、被災時にお住まいの市町からお知らせがある場合があります。

なお、下記18市町村で被災された方に関しては、4年間で供与終了となります。

## 【4年間で供与終了となる市町村：18市町村】

白石市、角田市、登米市、栗原市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、丸森町、松島町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、加美町、涌谷町及び美里町

## ○供与期間延長に関するお問合せ

### 【問合せ窓口】

宮城県震災援護室 電話：022-211-3257<平日9時～12時・13時～16時30分>

## 今後の応急仮設住宅の供与期間延長に係る基本的な考え方に関するQ & A

### Q 1 今後の応急仮設住宅の供与期間延長と記載されているが、今後とはいつか？

A 1 現在、応急仮設住宅については、14市町で被災された方へ5年の供与が決定していますが、今回発表した延長の考え方は、その先の、6年目の延長に関するものです。

### Q 2 不足状況の解消が「概ね」に過ぎないのに、供与終了を基本とするのは何故か？

A 2 災害公営住宅や防災集団移転事業による自宅再建と平行して、公共事業以外でも、既に多くの自宅再建がなされています。また、災害公営住宅等の整備が進むことで、多くのみなし仮設住宅入居者が転居するため、新たな民間賃貸住宅の住宅供給も見込まれます。

このため、住宅が不足する状況が概ね解消される市町では、自宅再建の受け皿が、十分に整うと考えられることから、終了することを基本とするものです。

### Q 3 特定延長の手続きはどうするのか？

A 3 仮設住宅入居者で被災時にお住まいの市町が特定延長の対象となる場合は、具体的な手続きについて、被災時の市町からお知らせがあります。

### Q 4 特定延長の対象にならない応急仮設住宅入居者（供与が終了する入居者）に対する支援はどうなるか？

A 4 供与終了後の自宅再建については、お早めに被災元の市町にご相談ください。

また、本県としても今後の供与終了に向けて市町と連携の上、必要な支援策をきめ細やかに講じていくこととしておりますが、具体的な支援については現在検討中です。